

春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業（概要）

1 目的

- (1) 意思の疎通が困難な重度ALS患者（筋萎縮性側索硬化症等の患者で、声以外の伝達手段と発話を併用し、又は実用的発話を喪失しているものをいう。）の医療機関への入院時に、コミュニケーションを支援する事業の実施について必要な事項を定める。
- (2) ALS患者と医療機関の従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為が受けられるように支援する。

2 事業の対象者

- (1) 重度ALS患者で、看護に当たり特別なコミュニケーション技術が必要なもの
- (2) 介護保険法の規定による市の要介護認定を受けている者又は障害者総合支援法の規定による市の障害支援区分の認定を受けている者
- (3) 介護保険法に規定する訪問介護又は障害者総合支援法に規定する居宅介護若しくは重度訪問介護を利用している者

3 事業の内容等

- (1) 重度ALS患者の医療機関への入院時において、コミュニケーション支援事業者が、事業の対象者とのコミュニケーションに熟知している支援者を派遣する。
- (2) 事業に係る支援の内容は、入院時における医療機関の従事者との意思疎通の円滑化を図るための支援とし、診療報酬の対象となる支援は提供しない。
- (3) 重度ALS患者が入院している医療機関の承諾を必要とする。

4 利用の期間等

- (1) 事業の利用期間は、1回の入院につき、入院の日から起算して14日以内とする。
ただし、入院の日から起算して30日を超えない期間内で延長可
- (2) 1日当たりの利用時間は、1回の入院につき、入院の日から起算して14日までは8時間以内、15日以降は4時間以内とする。

5 コミュニケーション支援事業者

コミュニケーション支援事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者で、利用者の在宅生活時に訪問介護、居宅介護又は重度訪問介護のサービスの提供を行っていた者とする。

6 費用の額

コミュニケーション支援事業費の額は、障害者総合支援法に規定する重度訪問介護に係る額とし、10分の9を市が負担し、10分の1を利用者が負担する。ただし、現に訪問介護又は居宅介護を利用している場合で、当該サービスに係る費用の額によらなければ、事業の利用が困難であると市長が認めるときは、現に利用している当該サービスに係る額とすることができる。